

湯河原町道路占用等規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(路面の復旧) 第12条 道路占用に伴う掘削跡の本復旧は、<u>町長が施行するものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、町長の指示する工法により占用者に路面復旧工事を命ずることができる。</u> 2 (略) 3 (略) (路面復旧費の裁定) 第13条 路面復旧面積は、掘削深さ及び掘削幅に応じて定める別表第1の基準表により裁定する幅に掘削延長に乗じて得た面積とする。<u>この場合、計算して得た面積に小数点以下の端数があるときは、小数点以下第2位を四捨五入する。</u> (路面復旧費の負担) 第14条 <u>第12条の規定により町長が路面復旧工事を行う場合は、道路占用者は、前条の規定により裁定された路面復旧面積に舗装の種別に応じて定める神奈川県道路占用工事に伴う路面復旧工事費標準単価表に準じる路面復旧工事単価(以下「路面復旧工事単価」という。)を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額とする。)</u>とその額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率を乗じて得た消費税の額(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額とする。)及び当該消費税の額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じ	(路面の復旧) 第12条 道路占用に伴う掘削跡の本復旧は、<u>町長の指示する工法により占用者が施行するものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、町長が路面復旧工事を施行することができる。</u> 2 (略) 3 (略) (路面復旧面積の裁定) 第13条 路面復旧面積は、掘削深さ及び掘削幅に応じて定める別表第1の基準表により裁定する幅に掘削延長に乗じて得た面積とする。<u>この場合において、計算して得た面積に小数点以下の端数があるときは、小数点以下第2位を四捨五入する。</u> (路面復旧費の負担) 第14条 <u>第12条ただし書</u>の規定により町長が路面復旧工事を行う場合は、道路占用者は、<u>道路管理者が決定する面積を基本とし、町の積算基準に基づいて算定した工事費(その額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)</u>とその額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率を乗じて得た消費税の額(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額とする。)及び当該消費税の額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た地方消費税の額(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額とする。)との合計額を加	

現 行	改 正 後	備 考
て得た地方消費税の額(その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額とする。)との合計額を加えた額を路面復旧費として負担しなければならない。 (事務費の負担) 第15条 占有者は、次の各号に掲げる路面復旧工事を行う者の区分に応じ、当該各号に定める額を事務費として負担しなければならない。<u>この場合</u>、計算して得た額に10円未満の端数があるときは、四捨五入する。 (1) 町長が行う場合 <u>第13条の規定により裁定された路面復旧面積に路面復旧工事単価を乗じて得た額の100分の10の額</u> (2) 占有者が行う場合 <u>第13条の規定により裁定された路面復旧面積に路面復旧工事単価を乗じて得た額の100分の5の額</u> 2 (略) (路面復旧面積への加算等) 第16条 (略) 2 前項の規定の適用がある路面復旧工事を第12条の規定により町長が行う場合の路面復旧費は、第13条及び第14条の規定により算出して得た額に町長が別に定める額を加えた額とし、当該工事に係る事務費は、第13条の規定により裁定される路面復	えた額を路面復旧費として負担しなければならない。 (事務費の負担) 第15条 占有者は、次の各号に掲げる路面復旧工事を行う者の区分に応じ、当該各号に定める額を事務費として負担しなければならない。<u>この場合において</u>、計算して得た額に10円未満の端数があるときは、四捨五入する。 (1) 町長が行う場合 <u>道路管理者が決定する面積を基本とし、町の積算基準に基づいて算定した工事費の100分の10の額</u> (2) 占有者が行う場合 <u>掘削面積に2.4を乗じた面積(ただし、電柱等で占有物件が路面に露出することにより、路面の復旧を要しない部分がある場合は、その面積を控除した面積とする。)</u><u>に別で定める「掘削復旧工事標準単価表」に定められた単価を乗じて得た額の100分の6の額</u> (路面復旧面積への加算等) 第16条 (略) 2 前項の規定の適用がある路面復旧工事を第12条の規定により町長が行う場合の路面復旧費は、第13条及び第14条の規定により算出して得た額に町長が別に定める額を加えた額とし、当該工事に係る事務費は、第13条の規定により裁定される路面復	

現 行	改 正 後	備 考
旧面積を基礎として第15条の規定を適用して得た額とする。	旧面積を基礎として前条の規定を適用して得た額とする。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正後の湯河原町道路占用等規則の規定は、令和7年4月1日以後の掘削許可の申請について適用し、令和7年3月31日以前の掘削許可の申請については、なお従前の例による。	